

1 3つの認定区分(お子様の認定区分をご確認ください)

年齢	理由	認定区分	保育時間	利用先
3歳以上	教育を希望する場合 (入所理由は不要)	1号認定	教育標準時間	幼稚園 認定こども園 (教育部分)
	保育を必要とする場合 (入所理由が必要)	2号認定	保育標準時間 (11時間)	保育所 認定こども園 (保育部分)
保育短時間 (8時間)				
3歳未満		3号認定	保育標準時間 (11時間)	
			保育短時間 (8時間)	

【注意】

- ① 保育時間は、施設によって違いますので、ご利用される施設に確認してください。
- ② 1号は町外の施設も利用できますが、町外施設の場合は、1号から2号への変更はできません。
- ③ 原則：2号・3号は三股町に住んでいる人は三股町にある施設しか利用できません。
- ④ 原則：年度途中での転園はできません。
- ⑤ 入所(園)日は毎月1日です。

2 保育を必要とする場合の入所理由 (2. 3号) (新2号=1号で預かり保育が必要な人)

入所理由	保育を必要とする具体的要件	提出書類
就 労	父母が仕事(内職を含む)をする場合 ・居宅外労働、内職、自営業等	就労証明書 または 家庭状況証明書
妊娠・出産	母親が妊娠中または出産の場合 ・出産月をはさんで産前2ヶ月産後3ヶ月の計6ヶ月以内	家庭状況証明書 ・母子手帳(表紙と出産予定日欄の写し)
疾 病 等	保護者が病気または心身に障がいがある場合 ・保護者に障がい等があるため、就労または保育ができない場合 ・疾病や負傷により長期間にわたり入院や通院等の治療が必要な場合	家庭状況証明書 ・診断書、身障者手帳の写し等
介 護 等	長期間にわたり親族を介護・看護している場合 ・長期間にわたり疾病や心身に障がいがある親族を看護するため、児童の保育ができない場合	家庭状況証明書 ・診断書、身障者手帳の写し等
求 職 活 動	就労のために求職活動をしている場合(最大3ヶ月) ・保護者が求職活動を行う場合(原則2ヶ月で申請)	家庭状況証明書 ・求職活動状況申告書提出で1ヶ月延長可能
就 学	学校等へ就学中の場合 ・保護者が学校や職業訓練校に就学中の場合	家庭状況証明書 ・在学(籍)証明書
育 児 休 業	育児休業をとる場合 ※育児休業を理由に新規で入所することはできません ・多子の場合、上の子は希望により継続利用できる ※育児休業終了時は、入所月の月末までに仕事復帰すること	育児休業期間が記入された 就労証明書
そ の 他	災害復旧の場合他 ・災害復旧の間、児童の保育ができない場合 ・ <u>出産後の求職活動(生まれた子をみながら最大3ヶ月)⇒</u>	家庭状況証明書 ・り災証明書等 終了後は、就労または退所

※入所理由の変更がある場合は、変更届が必要です。変更届については10をご参照ください。

3 保育の必要量（2.3号）

利用できる保育時間は、保育の必要性の理由や勤務時間等に基づき「保育標準時間（最長11時間）」と「保育短時間（最長8時間）」に区分されます。

保育標準時間・・・主に「フルタイム」を想定。月120時間（おおむね週30時間）以上の就労

保育短時間・・・主に「パートタイム」を想定。月48～120時間未満の就労（48時間未満は入所不可）

※フルタイムの就労以外は、短時間認定になります。標準時間認定が必要な場合には理由が必要になります。

4 保育料の決め方（3号認定向け）

1号認定と2号認定こどもの保育料は無料です。

3号認定子どもの保育料は父母の市町村民税所得割額の合算額で算定します。ただし、父母が非課税で祖父母と同居している場合、祖父母で市町村民税所得割額が一番高い一人の金額（家計の主宰者）で保育料を算定します。

※所得割額を計算する場合には、寄付金税額控除、住宅借入金等特別税額控除等は適用しません。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年中の世帯収入に基づく 令和7年度市町村民税所得割額で算定					令和7年1月～令和7年12月中の世帯収入に基づく 令和8年度市町村民税所得割額で算定						

① 保育料は、令和8年4月1日現在の満年齢で決定しますので、年度途中で誕生日を迎えても保育料は変わりません。

また、年度途中で入所した場合も令和8年4月1日現在の満年齢により決定されます。

② 多子世帯の軽減については、小学校就学前までの範囲内に2人以上いる場合は、範囲内で最も年齢の高い児童を第1子とカウントし無料、次に年齢の高い児童が（ ）の額、3人目以降の児童は無料となります。

※ただし、市町村民税所得割額が57,700円未満（ひとり親・在宅障がい者世帯等は77,101円未満）の世帯に限り、多子計算の年齢制限（上限）を撤廃して、保護者と生計を一にする子どもの年齢の高い順から第1子、第2子とカウントします。

※小学校就学前子どもは、保育園・認定こども園等を利用している子どもに限ります。
(認可外保育園を利用中の児童はカウント対象外)

5 副食費の免除（1号・2号認定向け）

給食費は、主食費と副食費（おかず代等）に分かれます。1号・2号認定子どもの副食費（おかず代等）は、施設が設定した金額を直接施設へお支払いください。

ただし、①年収360万円未満相当世帯の子どもと②全ての世帯の第3子以降については、副食費が免除されます。免除になるかどうかは、父母の市町村民税所得割額の合算によって決定します。

また、市町村民税所得割額で決定するため、年度途中で切り替わることになります。令和8年4月～8月分の副食費免除については令和7年度の市町村民税所得割額で、令和8年9月～令和9年3月分の副食費免除については令和8年度の市町村民税所得割額で算定します。

① 年収360万円未満相当世帯 1号認定・・・父母の市町村民税所得割額合計が77,101円未満
2号認定・・・父母の市町村民税所得割額合計が57,700円未満

② 第3子カウント 1号認定・・・小学校3年生までの児童の最年長の子どもを第1子としてカウント
2号認定・・・小学校就学前の最年長の子どもを第1子としてカウント

※3号認定子どもの副食費は、保育料に含まれています。

6 保育料の金額（3号認定）

※令和5年9月から制度上第1子が無償化し、令和7年9月から制度上第2子を減額しました。

		三股町 基準額	
階層	階層区分	標準時間認定	短時間認定
		1日11時間の保育 (月120時間以上の勤務)	1日8時間の保育 (月48時間以上120時間未満勤務)
A	生活保護世帯	0	0
B1	町民税 均等割非課税	0	0
B2	所得割非課税 世帯	0	0
B3	町民税 所得割非課税 (均等割のみ) 世帯	ひとり親・在宅 障がい者世帯等 5,500→0 (0)	5,400→0 (0)
B4		上記以外 11,000→0 (2,700)	10,800→0 (2,700)
C1	24,600円 未満	ひとり親・在宅 障がい者世帯等 7,000→0 (0)	6,900→0 (0)
C2		上記以外 14,000→0 (3,500)	13,800→0 (3,400)
C3	24,600円 ～ 48,600円 未満	ひとり親・在宅 障がい者世帯等 8,500→0 (0)	8,400→0 (0)
C4		上記以外 17,000→0 (4,200)	16,800→0 (4,200)
D1	48,600円 ～ 73,000円 未満	ひとり親・在宅 障がい者世帯等 9,000→0 (0)	9,000→0 (0)
D2		上記以外 22,000→0 (5,500)	21,600→0 (5,400)
D3	73,000円 ～ 77,101円 未満	ひとり親・在宅 障がい者世帯等 9,000→0 (0)	9,000→0 (0)
D4		上記以外 28,000→0 (7,000)	27,600→0 (6,900)
D5	77,101円～97,000円未満	28,000→0 (7,000)	27,600→0 (6,900)
E1	97,000円～133,000円未満	36,000→0 (9,000)	35,400→0 (8,800)
E2	133,000円～169,000円未満	42,000→0 (10,500)	41,200→0 (10,300)
F	169,000円～301,000円未満	45,000→0 (11,200)	44,200→0 (11,000)
G	301,000円～397,000円未満	46,000→0 (11,500)	45,200→0 (11,300)
H	397,000円以上	47,000→0 (11,700)	46,200→0 (11,500)

※上段が第1子金額「旧保育料→0円」、下段（ ）が第2子金額、第3子以降は無償。カウント方法は4を参照。

7 保育料の支払先

施設	支払先	支払方法・納付期限
保育所	三股町	納付書・・・毎月末日
		口座振替・・・毎月25日(資金不足の場合は、翌月10日再振替) ※振替日が土日祝の場合は、翌営業日になります。 ※口座振替を希望される方は、金融機関へ口座振替依頼書の提出が必要 です。原則、児童1人につき1枚必要ですが、複数のお子様の分を同時に申し込まれる場合は、1枚で可能です。
認定こども園	認定こども園	施設へ直接支払います。 支払方法や納付期限は施設が決定します。

8 保育料以外の費用

※保育料の他に絵本代や体操服代、1・2号については副食費などの実費が徴収されます。

詳しくは、各施設にお尋ねください。

9 預かり保育等の無償化（施設等利用給付）

◎1号で預かり保育が必要な子どもは、別に『新2号』の認定申請が必要です。

※ 新2号の認定がないと、預かり保育利用料の払い戻しの対象にはなりません。

◎2・3号でも規定の時間を過ぎると延長料金が発生しますが無償化の対象ではありません。

◎保育園・認定こども園・幼稚園等を利用している子どもは、病児保育事業やファミリー・サポートセンター事業等の利用は無償化（施設等利用給付）の対象ではありません。

◎3歳の誕生日の翌月から1号に変更された子どもの保育料は無償になりますが、3月31日までは、預かり保育について、非課税世帯のみが無償（施設等利用給付）の対象になります。

10 変更届

☆家庭状況が変わる場合：結婚・離婚などにより保育料や副食費が変わる場合があります。

☆入所理由が変わる場合：出産予定・仕事が決まった・仕事を辞めた・勤務時間が増えたなど保育時間の標準時間と短時間が変わる場合があります。

【注意】

①出産に伴う変更は、母子手帳(表紙と出産予定日欄の写し)が必要です。出産後の相談も早めに施設と行ってください。

②変更届は、変更月の前月20日までに役場または施設へ提出してください。

※20日を過ぎてからの変更は、役場の保育担当にご相談ください。

11 退所届

◎保育所等を退所する場合：毎月『月末日』での退所となります。

※退所月が決まり次第、退所届を提出してください。

◎町外へ転出される場合も退所届が必要です。

※転出後も同じ施設の継続利用は可能ですが、転入先で申込手続きが必要です。

【注意】

◎広域入所されている方で、入所要件等が変更になった場合、退所していただくことがあります。

12 町内の施設

保育園		認定こども園	
こばと保育園	52-1097	みまた幼稚園	52-1223
すみれ保育園	52-1363	第一幼稚園	52-3893
わかば保育園	52-1370	ひかりの森こども園	52-1376
ひまわり保育園	52-1377	くるみ保育園	52-2716
ひまわり（長田分園）	54-1029	たでいけ認定こども園	52-5060
りんどう保育園	52-3949	エーデルワイス幼保園	52-5834
		三股中央保育園	52-1228
		稗田保育園	52-5889
		みどり保育園	52-5002

☆**お願い**☆

※ 毎月1日の住民票の住所が三股町にあることが重要です。
住民票を動かされる場合は、異動日に気をつけてください。

新規入所の手続きは入所月の前月の15日まで 【※ただし4月入所は11月に一斉受付】
各種変更届や就労証明等は、変更月の前月20日までにお願いします。

お問い合わせは・三股町福祉課 児童福祉係 TEL0986-52-9060(直通) 保育担当